九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

# 金融負債の公正価値における自己の信用リスク : 自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を中心に

陳, 釗
九州大学大学院経済学府 : 博士後期課程

https://doi.org/10.15017/1788192

出版情報：経済論究. 155, pp.1-14, 2016-07-29. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン：
権利関係：

# 金融負債の公正価値における自己の信用リスク

## —自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を中心に—*

## Fair Value Accounting for Financial Liabilities and the Changes in Own Credit Risk

陳　　釗†
Chen Zhao

目次

第１節　はじめに：問題提起と分析の視角
第２節　金融負債の公正価値測定に関する論拠および問題の所在
　１．先行研究のレビュー
　２．負債の公正価値測定の論拠
　　⑴　経済価値に接近する公正価値
　　⑵　資産の公正価値に立脚する負債の公正価値測定
　　⑶　会計上のミスマッチの緩和
　３．金融負債の公正価値測定の問題点
　　⑴　負債のパラドックス
　　⑵　負債のパラドックス問題に関する解消の可能性
第３節　自己の信用リスクの変動に関する会計基準の変遷
　１．IASC/IASBにおける自己の信用リスクの変動に関する基準開発
　２．FASBによる自己の信用リスクの変動に関する基準開発
　３．公正価値オプションによる自己の信用リスク変動
第４節　望ましい会計処理の検討
　１．自己の信用リスクの変動と財務諸表利用者の判断
　２．財務諸表利用者における純利益の重視
第５節　終わりに

## 第１節　はじめに：問題提起と分析の視角

これまで負債の測定は，資産の測定に比べて，あまり正面から論じられてこなかったが，近年，公正価値によって財務諸表に計上される資産項目が金融資産を中心に徐々に増加するにつれて，金融負債に対する公正価値測定の問題が脚光を浴びるようになってきた。しかし，その一方で金融負債の公正価値測定については，様々な問題があることも指摘されてきた。その１つに，金融負債を公正価値で測定する際に企業自身の信用リスクを反映させるべきか否かという問題があり，特に当該負債の信用リスクの変動に起因する金額を財務諸表にどのように表示させたらよいのかに焦点が当てられてきた。

---

* 本稿の作成にあたっては，大石桂一教授（九州大学）から有意義なご助言を数多くいただいた。ここに記して，御礼申し上げたい。また，本稿のおける誤謬は全て筆者の責に帰するものである。
† 九州大学大学院経済学府博士後期課程

国際会計基準審議会（IASB）では，2010年10月に改訂された国際財務報告基準第９号「金融商品」（IFRS 9）において，一定の要件を満たした金融資産および金融負債について企業の選択で公正価値評価することを認め，この「公正価値オプション」を採用した負債については，公正価値全体の変動のうち，負債の信用リスクの変動に起因する金額は，会計上のミスマッチが生じる，または増幅される場合を除いて，その他の包括利益（OCI）に表示し，純損益にリサイクリングしないこととされている。

これに対して，米国では，財務会計基準審議会（FASB）により2007年２月に公表された財務会計基準書第159号「金融資産および金融負債に対する公正価値オプション」（SFAS 159）は，公正価値オプションを採用した負債については，自己の信用リスクの変動に起因する金額も含め全体の評価差額を当期純利益に計上すると規定していた。しかし，FASBは，信用リスクが悪化したときの負債評価益を純利益に計上するのは会計情報の意思決定有用性を低下させるという財務諸表利用者からのフィードバックを受けて（FASB［2016］，p.3），2016年１月５日，会計基準更新書第2016-01号「金融商品―全般」（ASU 2016-01）を公表し，自己の信用リスクの変動に起因する部分についてはOCIに計上することを要求することにした。ただし，ASU 2016-01ではIFRS 9とは異なり，自己の信用リスクの変動に起因する金額が実現した場合には純利益にリサイクリングされる。

企業自身の信用リスクの問題は，金融負債の公正価値評価のあり方を検討する際に避けては通れない問題であり，かかる問題点を整理した上で根本的な検討を行う必要があると考えられる。そこで本稿では，公正価値オプションを採用した金融負債において自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を研究対象として，財務諸表利用者の判断の視点から望ましい会計処理の検討を試みる。

## 第２節　金融負債の公正価値測定に関する論拠および問題の所在

### １．先行研究のレビュー

近年，金融負債の公正価値に関する議論が活発化してきている。その際に，やはり大きな問題点として常に存在し続けるであろうと考えられるのは自己の信用リスクとの関係の問題である。自己の信用リスクの変動に基づく金融負債の公正価値についての先行研究を概観すると，これまでの研究は主に，いわゆる「負債のパラドックス」の検討に焦点を当てている。自己の信用リスクの変動を反映する形で負債の公正価値評価を行えば，自己の信用リスクが高まったとき，つまり，信用状態が悪化したときに，負債再測定益が生じる。このように直観に反する結果がもたらされるため，「パラドックス」と呼ばれている。世界金融危機の影響を受けた2009年度第１四半期の決算で，公正価値オプションを採用する米国の大手金融機関が巨額の負債評価益を計上し，「利益のかさ上げ」と批判されたことは周知のとおりであろう[1)]。

草野［2006］は，なぜ自己の信用リスクの変化に伴って負債の公正価値評価を行うことによりパラドックスが生じるのかに関して，パラドックスが生じる原因を明らかにした。また，徳賀［2010］は，

１）小川［2013］はCitigroupを対象に，公正価値オプションによる金融負債の公正価値測定に関する詳細な事例研究を行っている。

この負債の公正価値評価におけるパラドックスの問題を「見かけ上のパラドックス」と「真のパラドックス」に分けてより深く検討している。そして，吉田［2010］では，公正価値測定と負債の信用リスクとの関係から，自己創設のれんの問題等の検討がなされている。さらに中村［2013］は，金融負債の公正価値について，これに肯定的な意見として示されているマッチングの観点から検討を行っている。

一方，Barth and Landsman［1995］は，自己の信用リスクの悪化による評価益は債権者から持分所有者への富の移転を示しているとしている。この「富の移転」の考え方は，2009年６月に公表されたIASBのディスカッションペーパー「負債の測定における信用リスク」の中で，信用リスクを負債の測定に織り込むことについての賛成論の根拠の１つとして挙げられている（IASB［2009］, pars. 32-41）。また，信用リスクの変化による金融負債の公正価値変動と株価リターンとの関係を検証した実証研究としてはBarth et al.［2008］などがある。

以上のように，金融負債の公正価値評価に関する研究は，負債のパラドックスを中心として，公正価値評価の是非の考察が大半を占める。また，自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上について，FASBとIASBでは異なる会計処理が採用されてきたが，これらの２つの会計処理のどちらが，財務諸表利用者がより合理的な判断を下すのに役立つか，ということに関する研究は稀である。そこで，本稿では，自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を研究対象として，財務諸表利用者の判断の視点から望ましい会計処理を検討したい。

## ２．負債の公正価値測定の論拠

### ⑴　経済価値に接近する公正価値

これまで，会計測定の思想史および系譜において，多くの会計システムが提唱され，主張されてきたが，現在の会計は取得原価会計と公正価値会計との混合測定会計であり，その会計思想は混合測定会計思想であるといってよい（上野［2013］，２頁）。この混合測定会計の発達史を振り返ると，２つのことが見えてくる。１つは，会計測定は経済環境の変化によって改善されてきたということであり，もう１つは，会計測定は経済価値に接近しているということである。

米国では，1929年の株価大暴落が会計規制を本格化させる契機となり，投資者の保護に重点が移行した[2]。そこでは，計算の確実性と客観性が求められ，証拠に基づいて利益計算をするために取得原価主義を採ったとされている（伊藤［2011］，147頁）。それとともに，会計の公開と監査の実施が制度化されるに至る。その後，Gilman［1939］，Littleton［1953］，Ijiri［1967］などの学者が取得原価会計の論理を展開していくに従って，取得原価会計が近代会計理論の主潮として漸進的に形成されていった。

しかしながら，一般物価水準および個別物価水準の変動に対して，取得原価会計は経済実態を表す

２）第一次世界大戦後の米国企業は旺盛な需要に応えるべく事業規模を拡大したが，そのための資金調達は銀行借入の短期資金では間に合わず，株式や社債のような長期資金に依存するようになり始めていた。そこで，投資家保護の思想が芽生えたとされる。1929年の株価大暴落に端を発する大恐慌によって甚大な被害を被ったのは一般の投資家であり，これを契機として，会計は債権者保護から投資家保護へ転換したと一般に理解されている。

ことができないという問題点が指摘された。この問題を解決するために２つの方法が模索された。１つは，一般物価水準の変動に対処するために，取得原価を一般物価指数で修正する方法である。もう１つは，個別価格水準の変動に対処するために，取得原価を現在原価（取替原価，購入時価）に変更する方法である。前者の会計は修正原価会計と呼ばれ，後者の会計は現在原価会計と呼ばれている（上野［2013］，２頁）。

1950年代から1980年代にかけて，現在価値会計と売却時価会計が会計学者によって相次いで提唱された。現在価値会計や売却時価会計それ自体を提唱した会計基準設定主体はこれまで存在しないが，これらの会計の思想は公正価値会計に継承されている。公正価値は一般に売却時価を意味しているが，資産および負債に市場性がない場合，それらの売却時価を測定することができないため，代表的な方法として現在価値が措定されている（上野［2014］，321頁）。このことから，上野［2014］は，公正価値会計は売却時価，現在価値，正味実現可能価額などの測定属性を包摂するものであり，情報利用者の意思決定を促進し，現代会計の目的に適合するということができる，と指摘している（321頁）。

さらに，公正価値は会計測定を経済価値に接近させる。この点について，以下では，なぜ公正価値がより経済価値に接近するのかを検討する。

井尻［1996］は，会計学は経済学を基盤としてなりたっており，したがって会計計算は経済価値論を基盤としてなりたつべきである，と指摘する（147頁）。価値研究は経済学において基本的な問題である。古典派経済学は，商品の生産に投下された労働によって価値が規定されるという労働価値説を主張した。Marxは，商品の価値は，商品生産に必要な労働量によって客観的に決まるとする労働価値説を古典派経済学から批判的に継承し，資本主義生産様式歴史的なものとして把握しながらその経済的運動法則を解明した。

その後，新古典派経済学は19世紀末古典学派の労働価値説（客観的価値論）を退け，それにとってかわる効用価値説（主観的価値論）を展開した。効用価値説は，労働価値説とは異なり，商品の価値・価格と市場における均衡の形成を，生産における人間の労働の側面からではなく，消費者における主観的効用の側面から考える。Menger等の効用価値学派は，消費者における主観的効用によって商品の価値は決定されると主張した。つまり，消費者にとって，商品の効用が大きければ大きいほど価格がより高くなる。その後，Marshallによって，限界効用に基づく価格決定の理論（効用価値説）と，供給側の要因を重視する古典派経済学の考え方（労働価値説）が統合され，均衡価格理論が誕生した。均衡価格理論によれば，市場経済においては，需要と供給が一致するように価格が決定される。

上述の経済価値に関する理論の回顧からは，現在の主流派経済学は，ますます主観的な効用が果たす役割を重視するようになってきたことが分かる。需給に基づく均衡価格理論においても，需給の背後に隠れた決定的な要因は依然として市場参加者が見積る効用である。市場参加者としての売り手と買い手は，自身の効用に基づいて資産（負債）に対価を支払い，公平な市場ではこれらの価格は均衡価格に接近していく。

公正価値会計に関連して使われる「秩序ある取引」，「市場参加者間」および「出口価格」などの概念は経済学の「均衡価格理論」を反映している。したがって，公正価値は均衡価格に近似する価値であり，それは経済学上の価値の概念への接近であるといえる。

### ⑵　資産の公正価値に立脚する負債の公正価値測定

これまで負債の評価は，負債の多くが契約によって将来の支払金額が確定されていることから，ほとんど問題とされてこなかった。しかし，会計理論のパラダイムが収益・費用中心観から資産・負債中心観へと変化し，それに伴って負債の評価の理論的重要性が増したことに加えて（資産と負債の差額として持分を計算し，その増減によって利益を計算するため），金融資産の公正価値との理論的整合性という視点から金融負債の公正価値が求められるようになってきた（徳賀［1998］，45頁）。

資産の定義が「見積将来経済便益」であり，負債が「見積将来経済便益の犠牲」であるとすれば，会計測定の整合性の観点から考えると，金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきであるという主張は，一見すれば，ある意味で当然の主張ともいえる。また，FASBでは従来，「負債は，過去の取引または事象の結果として，特定の企業が将来，他の経済主体に資産を引き渡すか，サービスを提供するかしなければならない現在の義務から生じるものであり，発生の可能性高い将来の経済便益の犠牲である」と定義されていた（FASB［1982］，par.35）。この定義によれば，負債をマイナス資産と捉えており，かかる定義に見合う測定基準は資産・負債ともに同一の尺度での出口価値であると考えても不思議ではない。

この点について，例えばBaxter［1984］は，資産の定義と負債の定義の対称性に評価の対称性の根拠を求めている。つまり，資産を積極財産と捉え，負債を消極財産と捉える見解に立脚することにより，資産および負債の評価基準に「論理的対称性」（Baxter［1984］，p.224）が要求されるのである。この「論理的対称性」の観点からすると，金融資産に公正価値測定を適用するのなら金融負債も同様に公正価値測定すべきである，ということになる。

### ⑶　会計上のミスマッチの緩和

負債の公正価値測定を支持するもう１つの論拠として，「会計上のミスマッチ」の緩和が挙げられる。現行の会計制度は，金融資産および金融負債のそれぞれを複数のモデルで測定する混合測定モデルを採用している。このため，資産と負債が同じポートフォリオで管理されるなど，資産と負債の間に「貸借対照表上の対応関係」（Nissim and Penman［2008］，p.57）が存在する場合に異なる測定アプローチを適用すると，問題が生じる可能性がある。

例えば，運用サイドの金融資産が公正価値で測定される資産で，調達サイドの金融負債が償却原価で測定される負債である場合には，資産の評価損益が純利益に計上される一方，負債の公正価値の変動が認識・測定されないため，経済的な相殺効果が反映されないことになる。これを「会計上のミスマッチ」という。

これに対して，資産負債の双方が同じ認識・測定ルールに基づいて報告されるならば，それぞれの公正価値変動額が相殺しあって期間利益のミスマッチが緩和されることが期待される。これが，金融負債と金融資産に同じ測定アプローチを適用すべきという主張に繋がるのである。

## 3．金融負債の公正価値測定の問題点

### (1)　負債のパラドックス

金融負債の測定に関して，IASBでもFASBでも公正価値による測定が主張されているが，そこでは，前述のように「負債のパラドックス」が生じることが問題視されているのは周知のとおりである。以下では，債務者の信用状態が変化した場合における公正価値会計の会計処理について設例を用いて説明する。

【設例】金融負債と自己の信用リスクの変動

A社とB社はそれぞれ事前償還のない期間5年のゼロ・クーポン債$20,000を発行する。A・B両社と同等の信用状態の会社が発行したゼロ・クーポン債の市場金利は，それぞれ7％，10％であるとする。

第2年の期末から　A社の信用リスクが悪化し，市場金利は8％に上昇した。
B社の信用リスクが改善し，市場金利は8％に低下した。
それ以降返済日までに両会社の信用状態の変動はないとする。

この設例では，自己の信用リスクの変動を描写するため，A社とB社が発行した社債が公正価値で測定される場合を仮定し，さらに，公正価値の変動は，両会社の信用リスクの変動のみが原因となっているということを前提としている。

図表－1　金融負債の公正価値会計処理

| A社<br>信用状態に応じた利子率（$i_{a,y}$）<br>第1-2年，7％<br>第3-5年，8％ | | | B社<br>信用状態に応じた利子率（$i_{b,y}$）<br>第1-2年，10％<br>第3-5年，8％ | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 利息（$I_{a,y}$） | 帳簿価格（$B_{a,y}$） | | 利息（$I_{b,y}$） | 帳簿価格（$B_{b,y}$） | |
| 期間（Y） | $I_{a,y}$ $=B_{a,y-1}\times i_{ay}$ | $B_{a,y}$ $=B_{a,y-1}+I_{a,y}$ | 期間（Y） | $I_{b,y}$ $=B_{b,y-1}\times i_{b,y}$ | $B_{b,y}$ $=B_{b,y-1}+I_{b,y}$ |
| 0 | － | 14,260 | 0 | － | 12,418 |
| 1 | 998 | 15,258 | 1 | 1,242 | 13,660 |
| 2’ | 1,068 | 16,326 | 2’ | 1,336 | 15,026 |
| 評価益 | － | 450** | 評価損 | － | △850 |
| 2 | － | 15,876 | 2 | － | 15,876 |
| 3 | 1,270* | 17,146 | 3 | 1,270 | 17,146 |
| 4 | 1,372 | 18,158 | 4 | 1,372 | 18,518 |
| 5 | 1,482 | 20,000 | 5 | 1,482 | 20,000 |

*1,270＝15,876×8%　**450＝16,326－15,876
SFAS 159では評価損益を当期純利益に計上する→ASU 2016-01ではOCIに計上する
IFRS 9では評価損益をOCIに計上する

出所：筆者作成。

図表－１のように，本設例では，Ａ社において資金調達の市場金利が７％から８％に上昇したので，当初の利子率７％で計算した$16,326と改定後の利子率８％で計算した$15,876の差額$450が社債評価益として計上される。市場における価値の認識という点からすれば，金融資産（債権）の減価は自然なものとなるが，第三者から見れば，債務者の信用状態が悪化すると利益が生じるということは，一般の直観的認識と逆行する(徳賀［2011］，137頁)。それゆえ，公正価値測定を目指す会計基準設定機関の活動のもとで，負債の当初認識後の測定において負債の信用リスクを反映するかどうかは長年にわたって論争の的となってきた。

#### ⑵　負債のパラドックス問題に関する解消の可能性

自己の信用リスクの悪化によって負債評価益が発生するような状況においては，自己の信用リスクが悪化した原因として企業が得る収入の減少が生じており，その結果，資産も減少しているはずである。そこで，この資産価値の減少による評価損と負債評価益が相殺され，マッチングすることで，ネットでは評価益が生じないということが指摘されている（例えばJWG［2000］，par.4.55)。

これに対して，徳賀［2010］は，この負債の公正価値におけるパラドックスの問題を「見かけ上のパラドックス」と「真のパラドックス」に分けてより深く検討している。見かけ上のパラドックスとは，一見，負債の評価益が純額で発生しているように見えるが，実は，債務者企業の信用状態の悪化によってそれに見合う評価損が資産の側に発生していて評価益を相殺している場合である（徳賀［2010］，18頁)。他方，真のパラドックスとは，自己創設のれん，事業用資産ののれん，オフバランスの無形資産などに発生する減価というこれらのオフバランス部分と，負債の評価益とが対応しているとすれば，資産側の損失は認識されないので，金融負債の公正価値評価を行えば，債務者企業の信用状態が悪化すると益が発生する場合である（徳賀［2010］，19-20頁)。もし本当に真のパラドックスを解決しようとするならば，既にオンバランスされている事業用資産の公正価値評価だけではなく，オフバランスの無形資産も公正価値でオンバランスさせなければならない（徳賀［2010］，20頁)。しかしながら，自己創設のれんの認識については，現行の会計基準においては認められていないのが現状であるから，負債のパラドクッスの問題は解消されないことになる。

## 第３節　自己の信用リスクの変動に関する会計基準の変遷

### １．IASC/IASBにおける自己の信用リスクの変動に関する基準開発

前述のように，金融負債の公正価値測定における自己の信用リスクの変動については長年にわたる論争の的である。具体的には，IASBの前身の組織である国際会計基準委員会（IASC）は1997年３月にカナダ勅許会計士協会（CICA）と共同で討議資料「金融資産および金融負債の会計処理」(IASC［1997］）を公表した。この討議資料において，金融資産または金融負債を当初認識する場合，当初認識後においても公正価値で測定すべきであり(IASC［1997］，chap.4，par.2.1，chap.5，par.3.1)，公正価値の変動（自己の信用リスクの変動を含む）から生じるすべての損益は利益の構成要素であって，その発生時に直ちに利益として認識されるべきであるとした全面的公正価値を提案した。(IASC

[1997], chap.6, par.5.1)

その後，IASC［1997］で提案された諸原則を基準として具体化するために，IASCおよび主要各国の会計基準設定主体の共同作業グループであるJWG（Joint Working Group of Standard-Setters）[3]は，2000年12月に基準案「金融商品および類似項目」（JWG［2000］）を公表した。このJWG［2000］はIASC［1997］と同様に，原則としてすべての金融商品を公正価値で評価し，その評価損益を発生した期間の利益の構成要素として認識することを要求する全面的公正価値測定モデルの採用を提案したものであるが，その中で金融負債の公正価値評価もさらに検討された（JWG［2000］, pars.6 and 136)。金融負債の公正価値に自己の信用リスクの変動が含まれることがIASC［1997］およびJWG［2000］に明記されている（IASC［1997］, chap.5, par.6.11；JWG［2000］, BC, par.4.55)。

## 2．FASBによる自己の信用リスクの変動に関する基準開発

次にFASBにおける，金融負債の公正価値評価と自己の信用リスクの変動に関する基準開発レベルでの議論を遡ってみる。具体的には，FASBは1999年12月に予備的見解「金融商品および特定の関連する資産と負債の公正価値での報告」(FASB［1999]) を公表し，原則としてすべての金融商品を公正価値会計で報告することを提案した（FASB［1999］, par.3)。しかし，金融負債の公正価値における現在価値の利用と企業自身の信用状態について，FASB[1999]では，金融負債の現在価値に企業自身の信用状態を反映させなければならないと結論付けるだけであり(FASB［1999], par.83)，その論拠は明確にはされていなかった。

FASBが負債の公正価値に自己の信用リスクが反映されることを最初に具体的に明示したのは，2000年２月に公表した財務会計概念書第７号「会計測定におけるキャッシュ・フロー情報と現在価値」（SFAC 7)においてである。負債の測定にあたり，SFAC 7は「最も目的適合的な負債の測定値には，通常，支払義務を有する企業自身の信用状況が反映されている。企業の債務を資産として保有するものは，支払に応じる価格を決定する際その企業の信用状態を織り込んでいる」（SFAC 7, par.78）として，負債の公正価値の見積に現在価値法を利用するときに自己の信用リスクを反映させるように要求している。

その後，2006年９月にFASBよりSFAS 157「公正価値測定」（FASB［2006]）が公表された。そこではSFAC 7で提示された概念を受け継ぎ，「負債の公正価値による測定にあたっては，当該負債を公正価値により測定するすべての期間にわたる当該負債の公正価値への企業自身の信用状態を考慮しなければならない」と記されている（FASB［2006], par.15)。

## 3．公正価値オプションによる自己の信用リスク変動

少なくともその当時，IASBにおいてもFASBにおいても，公正価値が最も目的適合的な測定値であるとされていたが，すべての金融商品に対して公正価値測定を要求するためには多くの作業が残され

3）JWGは，オーストラリア，カナダ，フランス，ドイツ，ニュージランド，北欧５ヶ国（ノルウェーが代表国として参加)，英国，日本，アメリカ合衆国およびIASCの会計基準設定主体または職業会計士団体の代表あるいはメンバーから構成されている（JWG［2000], par. P4, APPENDIXD)。

ていた。それゆえ，IASBもFASBも自発的に公正価値の範囲を広げようとする企業に対して，公正価値オプションという選択肢を与えることにより，徐々に理想に近づけようとしてきたのだと考えられる。

FASBは2007年２月にSFAS 159「金融資産および金融負債に対する公正価値オプション」を公表した。これは，2007年11月15日以降に開始する事業年度から適用され，財務諸表作成者の選択した金融資産および金融負債の一部について，公正価値で評価する公正価値オプションを適用できるようになった。SFAS 159では，公正価値オプションを採用した負債については，自己の信用リスク変動部分も含め全体の評価差額が当期純利益に計上されることとされた。しかし，2016年１月５日，FASBはASU 2016-01を公表し，自己の信用リスクの変動に起因する部分についてはOCIに計上することを要求することにした。

他方，IASBは2003年12月に国際会計基準39号「金融商品：認識と測定」(IAS 39 revised 2003) を公表した。当該会計基準は，IASCが1998年12月に公表し，2000年10月に一部改訂を行ったIAS 39 (revised 2000) を一部改訂したものである。IAS 39 (revised 2003) は従来のIAS39 (revised 2000) とは異なり，公正価値オプションを導入した。その後，IASBは2005年６月にさらに一部修正した。IAS39 (revised 2003) はすべての金融商品に対して公正価値オプションを容認したが，2005年の修正IAS 39は一定の条件を満たす場合に限って公正価値オプションを容認することとした。その後，2010年５月の公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を経て，IASBは2010年10月にIFRS 9を公表した。そこでは，IASBは大半の負債については現行の償却原価測定を維持することを決定した。また，測定または認識の不整合（ミスマッチ）を排除するか著しく低減する場合などの要件を満たした場合には，企業の選択で公正価値測定を認めるという公正価値オプションが規定されている。

IAS 39においては公正価値変動をすべて純損益で表示するものとされていたが，IFRS 9ではローンコミットメントおよび金融保険証契約以外の金融負債に公正価値オプションを適用した場合には，図表－２のように公正価値全体の変動のうち，負債の信用リスクの変動に起因する部分については，それにより会計上のミスマッチが生じる，または増幅される場合を除いて，純利益ではなく，その他の包括利益 (OCI) に表示し，純損益にリサイクリングしないこととされ，その他の公正価値の変動分は純損益に表示することとされた（IASB［2010b］, pars.5.7, 7.5, 7.9)。

以上述べたように，負債の公正価値に関する議論は，その是非も含めて，自己の信用リスクの変動を純利益計算に反映させるべきか否かという二者択一の問題であったといえる。負債の公正価値評価に対しては反対意見も存在しているが，公正価値オプションはFASBとIASBによって，それぞれ導入された。そこで以下では，金融負債を継続的に公正価値評価することを前提として，公正価値オプションを採用する場合，自己の信用リスクの変動に起因する金額に関して，望ましい会計処理を検討する。

## 第４節　望ましい会計処理の検討

IASBとFASBによれば，一般目的財務報告の目的は「現在および潜在的な投資者，融資者，および他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な，報告企業についての財務情報

図表－2　IFRS9における金融負債の公正価値測定

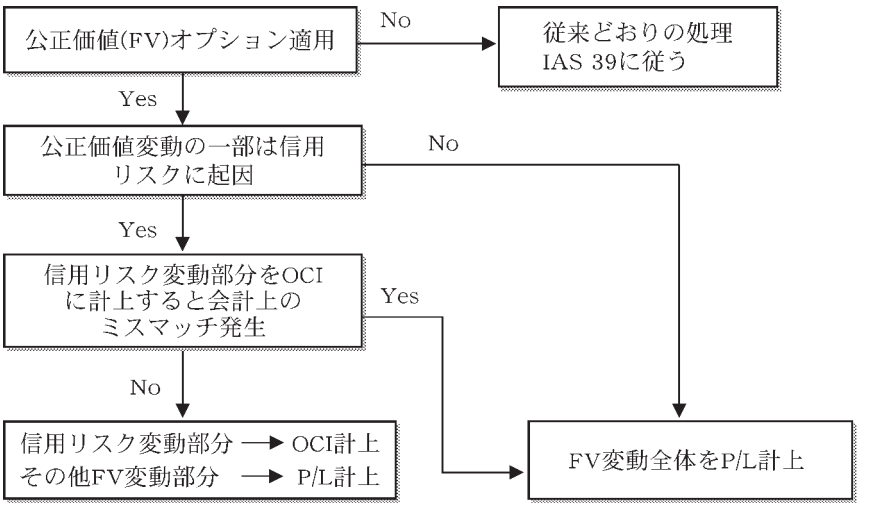


出所：金子・竹埜・山本［2012］，134頁をもとに筆者作成

を提供することである」(IASB［2010a］/FASB［2010］, par.OB2)とされている。これは，財務報告の目的は財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することにあるという認識を示したものであり，だとすれば，その財務諸表利用者が財務情報を適切に理解することができるか否かが重要な問題となると考えられる。そこで，次に，財務諸表利用者の判断の視点から，自己の信用リスクの変動に起因する金額を計上する際の望ましい会計処理を検討する。

### １．自己の信用リスクの変動と財務諸表利用者の判断

既に述べたとおり，自己の信用リスクの悪化により評価益が計上されることで，直観に反する結果がもたらされるという「パラドックス」が生じる。このようなパラドックスに対して，財務諸表利用者が財務諸表を通じて，企業の実態を適切に判断できるかどうかは疑問が残るところである。したがって，自己の信用リスクの変動に起因する金額に関する望ましい会計処理を検討する前に，財務諸表利用者は自己の信用リスクの変動およびその影響を適切に理解できるか否かを検討する。

パラドックスに対する財務諸表利用者の判断に関する実験的手法による先行研究としては，まずKoonce et al.［2011］を挙げることができる。この研究では，MBAの大学院生を被験者とする実験研究によって，金融負債と金融資産の公正価値を比べると，金融資産の公正価値の方がより目的適合的と評価する被験者の割合が高いことが明らかになった。Koonce et al.［2011］はその理由として，資産は負債に比べて売却／清算が比較的容易であるが，負債は債権者との交渉や事業上の制約，あるいは借り換えの必要性など，公正価値を実現させるのが難しいため，投資家は負債の公正価値が目的適合的でないと評価する傾向にあることを指摘している[4)]。それゆえ，金融負債と金融資産を同列に論じることができないということがいえる。

また，金融負債の公正価値に絞り，会計専門家を想定して公認会計士を被験者としたGaynor et al.

［2011］は，SFAS 159に従って計上される負債評価益（評価損）が企業の信用リスクの悪化（改善）を示していることを被験者が適切に判断できるか否かを検証している。Gaynor et al.［2011］の実験は，信用リスクと負債評価損益の関係を説明するような補足開示がない場合には，評価益（評価損）が発生した企業を，誤って信用リスクが改善（悪化）している企業と判断してしまう被験者の割合がかなり高いことを明らかにした[5]。この結果は，財務諸表に負債評価損益を計上することは，財務情報利用者がパラドックスによってミスリードされる可能性があること示している。つまり，自己の信用リスクの変動に起因する金額を純利益として認識すれば，財務諸表利用者に対して誤解を与えることになりかねないのである。

## ２．財務諸表利用者における純利益の重視

資産・負債の変動だけで測られた利益は包括利益と呼ばれるが，包括利益は基本的には情報価値を望めない指標であるとされる。なぜならば，認識された資産の総額そのものに企業価値との直接の関係がない以上，その変動で測った包括利益に株価が連動することは一般には考えにくいからである（斎藤［2011］，９頁）。これに対して，純利益は，ほぼ１世紀をかけて市場が作り上げてきた，恒久利益の予想に役立つ会計上の利益概念である（斎藤［2011］，９頁）。さらに実証的にみても，包括利益よりも純利益のほうが株価との相関関係があり，情報価値が高いことが知られている（斎藤［2011］，９頁）。そのため，財務情報の利用者が評価損益の発生と信用リスクの関係を適正に判断できないならば，自己の信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上させるとき，ミスリードを起こす可能性が高いと考えられる。よって，自己の信用リスクの変動に起因する金額は純利益ではなくOCIへ計上するのが望ましく，IASBの基準，および今回のFASBによるASUの公表は妥当であるといえよう。

また，OCIは包括利益と当期純利益との間の差額であり，基本的には，不確定要因・見積要因・変動要因の外部的経済事象から生じている点に特徴がある。このOCIは純利益の性質を満たすときに，純利益にリサイクリングされる。では，自己の信用リスクの変動に起因する金額は，いかなる意味内容を持つのであろうか。

公正価値で測定される負債が短期債務である場合，その評価益は財務諸表作成時点での返済可能性を仮定した，資金的な意味での実現可能利益を表しているとみることができる。この解釈は，当年度末での返済という非現実的な仮定の下で当該企業の資金的能力の増減をその利益は測定していると考えるものである。つまり，現実には返済していないのに，「返済したら」という仮定に立っての解釈である。よって，自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上，およびリサイクリングの問題を検討するとき，評価益の実現可能性を考えなければならない。

なお，日本の企業会計基準委員会（ASBJ）は「実現」に代えて「投資のリスクからの解放」という

---

４）それ以外にも，Koonce et al.［2011］は，投資家は利益の計上よりも損失の計上を信頼性が高いと評価すること（これは信用リスクが悪化したときに負債の評価益が発生することと関連している），および，売却／清算が近い将来に予想されるときの方が，遠い将来に予想される場合よりも目的適合的だと投資家は判断する傾向にあること（これは負債を清算することの困難さや，負債は満期まで決済されないことが多いこととも関連している），などを理由として挙げている。

５）財務諸表のみを提示した場合，被験者の70％以上が誤って判断した。また，補足開示を行った場合でも，全体のおよそ半数が誤って判断した。

概念を用いている。結果がわからない状態をリスクというが，投資にあたって将来に期待する成果はこの意味のリスクを含んでいる。これが消えるのは，成果が事実として確定したときである。事前に期待した成果が事実として定まってリスクが消滅したとき，成果が実現したとみてこれを純利益とする（斎藤［2011］，10頁）。このような考え方に従えば，自己の信用リスクが悪化し，金融負債の公正価値が低下したとしても，それがすぐに金融負債に関する期待された成果が確定したことを示すわけではない。

自己の信用リスクが高まると，金融負債が減価し評価益が発生するが，その評価益を実現させるためには当該負債を公正価値で決済できなければならない。しかし，通常はそのような負債を第三者に移転することはできず，したがって評価益は実現しないのが一般的である（FASB［2016］，p. 213，BC106）。また，金融負債で調達された資金が事業資産に投資され，拘束されている場合は，決済に必要な資金は新たな借入で賄うほかないが，仮にそうしてこの負債を決済することで評価益を実現できたとしても，その後に新規の借入金が負担する金利で評価益は相殺されてしまうから，その評価益を真の意味で実現させる可能性は低い。現実には返済資金等がない場合も多い。つまり，企業が倒産ないし実質的に倒産するという状況に陥るならば，言い換えれば継続企業を前提としないのならば，その実現可能性は高いともいえるが，それ以外の場合には，自己の信用リスクの変動に起因する金融負債の評価益の実現可能性は，極めて低いのが一般的なのである。

もちろん，非常に稀な場合にそうした評価益が実現することもある。この点について，めったに起こらないケースのために規定を置くことは会計基準の複雑性を増大させるので，OCIから純利益へのリサイクリングは認めない，という判断はありうる。他方で，金融負債に関する期待された成果が確定したときには，純利益にリサイクルする方が投資の成果である純利益情報を歪めない，と考えることもできる。前者はIFRS 9におけるIASBの立場であり，後者はASU 2016-01におけるFASBの立場であろう。会計基準設定主体としてのIASBの立場も理解できるが，論理的には財務諸表利用者の視点により適合するのは，リサイクリングを求めるFASBの立場である。

## 第5節　終わりに

本稿では，公正価値オプションを採用した金融負債において自己の信用リスクの変動に起因する金額の計上を研究対象として，財務諸表利用者の判断の視点からFASBとIASBによって採用されてきた会計処理を検討材料に，より妥当な会計処理を明らかにするという問題意識のもと，まず，第2節では金融負債の公正価値測定に関する論拠および問題の所在について考察した。特に，経済価値への接近の観点から公正価値を解釈した上で，金融負債の公正価値測定に関する論拠を検討した。次に，金融負債の公正価値測定に関する「負債のパラドックス」を考察した。その結果，現行の会計基準においては自己創設のれんの計上が認められていないため，負債のパラドックスの問題は完全には解消されない，ということが明らかとなった。

続いて第3節では，自己の信用リスクの変動に関する会計基準の変遷の整理を通して，自己の信用リスクの変動に対して，FASBとIASBがそれぞれに採用してきた会計処理を確認した。その上で，財

務諸表利用者の判断の視点からより妥当な会計処理を検討した。その結果，財務情報の利用者は依然として純利益を重視すること，負債のパラドックスの影響で財務情報の利用者は評価損益の発生と信用リスクの関係を適正に判断できない可能性が高いこと，および，自己の信用リスクの変動に起因する金額を純利益に計上させる場合にはミスリードされる可能性がより高いと考えられることを明らかにした。さらに第4節では，この評価益の実現可能性は極めて低いのが一般的であるため，望ましい会計処理は自己の信用リスクの変動に起因する金額をOCIに計上することであり，非常に稀な場合であるが，もし実現したときには純損益にリサイクリングする会計処理ということになると結論づけた。

## 参 考 文 献


Barth, M. E. and W. R. Landsman [1995], Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, 9(4), 97-107.

Barth, M., L. Hodder, and S. Stubben [2008], Fair Value Accounting for Liabilities and Own Credit Risk, *The Accounting Review*, 83(3), 629-644.

Baxter, W. T. [1984], *Inflation Accounting*, Philip Allan.

FASB [1985], Statement of Financial Accounting Concepts (SFAC) No.6: *Element of Financial Statement,* Financial Accounting Standards Board.（平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の概念』（増補版）中央経済社，2002年）

FASB [1999], *Preliminary View: on major issues related to Reporting Financial Instruments and Certain Related Assets and Liabilities at Fair Value,* Financial Accounting Standards Board.

FASB [2000], SFAC No.7: *Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements,* Financial Accounting Standards Board.

FASB [2006], Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No.157: *Fair Value Measurements*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2007], SFAS No.159: *The Fair Value Option for Financial Assets and Financial Liabilities,* Financial Accounting Standards Board.

FASB [2010], SFAC No.8: *Conceptual Framework for Financial Reporting—Chapter 1, The Objective of General Purpose Financial Reporting, and Chapter 3, Qualitative Characteristics of Useful Financial Information (a replacement of FASB Concepts Statements No. 1 and No. 2)*, Financial Accounting Standards Board.

FASB [2016], Accounting Standards Update 2016-01: *Financial Instruments—Overall (Subtopic 825-10)*, Financial Accounting Standards Board.

Gaynor, L. M., L. McDaniel, and T. L. Yohn [2011], Fair Value Accounting for Liabilities: The Role of Disclosures in Unraveling the Counterintuitive Income Statement Effect from Credit Risk Changes, *Accounting, Organizations and Society,* 36(3), 125-134.

Gilman, S. [1939], *Accounting Concepts of Profit*, The Ronald Press Company.（久野光朗訳『ギルマン会計学（上）（中）（下）』同文舘，1965年）

IASB [2009], Discussion Paper: *Credit Risk in Liability Measurement,* International Accounting Standards Board.

IASB [2010a], *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, International Accounting Standards Board.

IASB [2010b], International Financial Reporting Standards No.9: *Financial Instruments,* October 2010, International Accounting Standards Board.

IASC [1997], Discussion Paper: *Accounting for Financial Assets and Liabilities*, International Accounting Standards Committee.

Ijiri, Y. [1967], *The Foundation of Accounting Measurement—A Mathematical, Economic, and Behavioral Inquiry*, Englewood Cliffs.（『会計測定の基礎』（東洋経済新報社，1968年）

JWG [2000], *Financial Instruments and Similar Items, An Invitation to Comment on the JWG's Draft Standard*, Joint Working Group of Standard-Setters.

Koonce, L., K. K. Nelson, and C. M. Shakespeare [2011], Judging the Relevance of Fair Value for Financial Instruments, *The Accounting Review*, 86(6), 2075-2098.

Littleton, A. C. [1953], *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association.（大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社，1955年）

Nissim, D. and S. Penman [2008], *Principles for the Application of Fair Value Accounting*, Columbia Business School.（角ケ谷典幸・赤城諭士訳『公正価値のフレームワーク』中央経済社，2012年）

井尻雄士［1996］「原価主義と労働価値説―会計理論の役割と深さに関連して」シャムサンダー・山地秀俊編『企業会計の経済学的分析』中央経済社，139-157頁。

伊藤徳正［2011］『ベドフォードの会計思想史』成文堂。

上野清貴［2013］「現在原価会計の進展と終焉」『商学論纂』第55巻第１・２号（中央大学商学研究会），1-51頁。

上野清貴［2014］『会計測定の思想史と理論―現在まで息づいている理論の解明』中央経済社。

小川淳平［2013］「金融負債の公正価値評価の影響―Citigroupの事例―」『オイコノミカ』第49巻第２号，89-119頁。

金子康則・竹埜正文・山本顕三［2012］『公正価値測定の実務Ｑ＆Ａ　IFRS13の総合解説と対象別留意点』中央経済社。

草野真樹［2006］「負債の公正価値測定と信用状態の変化―金融商品の公正価値オプション」『會計』第170巻第５号，56-66頁。

草野真樹［2010］「金融負債の公正価値測定の動向と報告企業の信用状態の変化」『會計』第178巻第４号，153-160頁。

斎藤静樹［2011］「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」日本銀行金融研究所ディスカッションペーパー　2011-J-7，日本銀行金融研究所。

徳賀芳弘［1998］「負債の公正価値評価―測定値の比較可能性という視点を中心として―」中野勲・山地秀俊編『21世紀の会計評論』勁草書房，45-59頁。

徳賀芳弘［2010］「公正価値会計の行方」『企業会計』第62巻第１号，19-22頁。

徳賀芳弘［2011］「負債と経済的義務」斎藤静樹・徳賀芳弘編『企業会計の基礎概念』中央経済社，113-163頁。

中村英敏［2013］「金融負債の公正価値測定に関する考察と課題―マッチングと富の移転を中心として―」『商学論纂』第54巻第６号（中央大学商学研究会），443-469頁。

吉田喜一［2010］「公正価値会計における金融負債の測定と信用リスク」『大学院研究年報』第39号（中央大学商学研究科篇），51-66頁。